



## 熊本県では、部落差別につながるような

結婚や就職に際しての身元調査をしては

ならないと、条例で定めています。

### 熊本県部落差別事象の発生の防止 及び調査の規制に関する条例

**熊 本 県**

愛し合い、将来を誓った二人がある日突然引き裂かれたら…

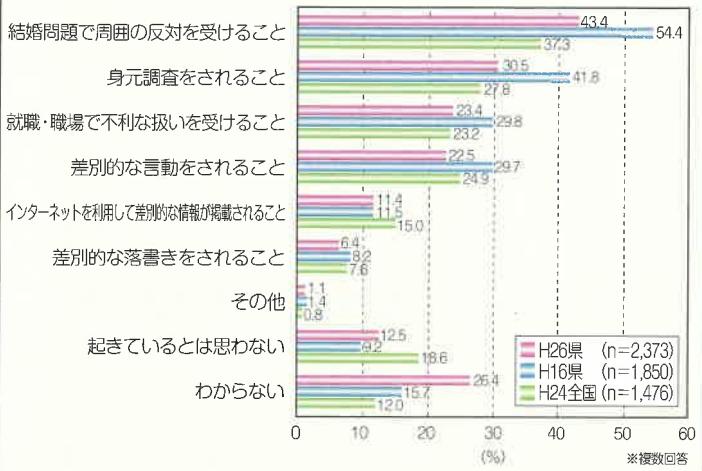
学校を卒業し、これから自分の力で新しい生活を始めようと希望に胸ふくらませていた若者が就職の機会を奪われたら…

絶対に許されないことですが、結婚や就職のとき、さまざまな方法や手段で、結婚相手や就職希望者の居住地・出身地が同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域：本条例第1条）であるかどうかを調べる事例が起こっています。

一人ひとりが、この条例の趣旨を理解し、私たちみんなの力で、部落差別につながる調査行為などの発生を防ぎ、差別のない明るい社会を築かなければなりません。

## 同和問題に関する県民の意識は？

問 同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

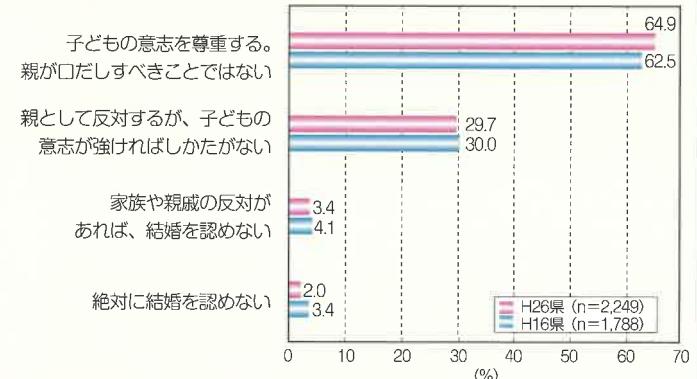


\*「H26県」の表記：平成26年度人権に関する県民意識調査

「H16県」の表記：平成16年度人権に関する県民意識調査

「H24全国」の表記：人権擁護に関する世論調査(H24.8内閣府)

問 かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。）と呼ばれる地域の人であるとわかった場合、どうしますか。



\*「H26県」の表記：平成26年度人権に関する県民意識調査

「H16県」の表記：平成16年度人権に関する県民意識調査

意識調査結果からもわかるように、結婚や就職に際しての差別や身元調査など、心理的な面での差別意識は未だに解消されていません。

もし、あなたが、いわれのない差別を受けたらどう感じますか。今一度、自分自身の問題として考えてみることが必要です。

**熊本県人権同和政策課**

〒862-8570 (県庁専用郵便番号)

※この郵便番号を使うと、住所の記載を省略できます。

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2297

FAX 096-383-1206

# 「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」のあらまし

## 条例の目的

県民の基本的人権を守るうえから、結婚や就職に際して部落差別事象をなくすため、この条例では次のことを定めています。

- ①同和地区に住んでいることや住んでいたことを理由として結婚や就職に際して引き起こされる部落差別事象を防ぐため、県や県民、事業者の役割と責任を明らかにしています。
- ②結婚や就職に際して、同和地区に住んでいることや住んでいたことを県内事業者が調査しないようにするために必要な規制を定めています。

## 県の役割と責任

県は、国や市町村と協力して、結婚や就職に際して引き起こされる部落差別事象を未然に防止するために研修会等やマスメディアを活用した啓発事業を計画的に行います。



人権啓発マスコットキャラクター  
「コッコロ」

「コッコロ」は、県の花「リンドウ」の帽子をかぶり、人権尊重の温かさ、やさしさを手と体(羽)のハートから発し、みんなに優しい心を伝えます。

## 県民や事業者の役割と責任及び知事の指導・助言

- ①県民や事業者一人ひとりがお互いの人権を大切にするため、すすんで同和問題への理解と認識を深めるとともに、県が行う施策への積極的な協力をお願いします。
  - ②県民や事業者は、結婚や就職に際して、次のようなことをしてはいけません。
    - ▶同和地区の所在が明示された図書や地図などの資料を提供すること。
    - ▶同和地区であることを教えたり、言い広めたりすること。
    - ▶特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるかまたは住んでいたかについて調査を依頼すること。
    - ▶このほか、部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をすること。
- 知事は、このようなことを行った県民や事業者に対して必要な指導・助言を行うことにしています。

## 県内事業者に対する規制と勧告、公表

- ①県内の事業者は、結婚や就職に際して「特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるかまたは住んでいたか」について、調査をしたり調査を引き受けたりしてはいけません。
- ②県内の事業者がこれに違反した場合は、知事はその事業者に対して違反行為の中止と部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるよう勧告することにしています。
- ③知事は、違反した事業者がこの勧告に従わない場合や勧告する時に必要な資料の提出や説明を拒否した場合は、そのことを公表することにしています。ただし、県は、公表する前にその事業者からあらかじめ意見を聴くことにしています。

( 平成7年3月16日公布・施行。ただし、「県内事業者に対する規制と勧告、公表」については、平成7年7月1日から施行。 )